

交通検問中等における受傷事故防止要領の制定について

〔 昭和51年7月1日発交指第187号
発鑑 第238号
警察本部長から各所属長あて 〕

交通検問、交通指導取締り及び交通監視等の際に発生する殉職、受傷事故の防止については、機会あるごとに通達し、その徹底をはかっているところである。幸い本県では、近年さしたる受傷事故も発生していないが、最近、全国的に殉職受傷事故が多発の傾向にある。

この度、これら殉職、受傷事故の絶無を期すため、別添のとおり「交通検問中等における受傷事故防止要領」を定めたので、部下職員に周知徹底させ、受傷事故防止の万全を期されたい。

交通検問中等における受傷事故防止要領

第1 趣旨

この要領は、交通検問、交通指導取締り、交通監視等（以下「交通検問等」という。）を行う場合の警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）の受傷事故防止に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的留意事項

警察官等は交通検問等を行うにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 絶えず自動車による受傷事故の危険にさらされていることを認識すること。
- 2 各種法令、通達による遵守事項及び基本動作を忠実に守ること。
- 3 無理な職務執行をしないこと。
- 4 通行車両は、必ずしも警察官等の指示に従って停止しないこともあることを念頭におき、細心の注意を払うこと。
- 5 受傷事故防止のための必要な器材は、完全に準備され、かつ配置されているかどうか確認すること。
- 6 受傷事故防止用装具の装着を確認すること。

第3 受傷事故防止に関する教養

1 教養の徹底

交通検問等を所掌する所属長（以下「関係所属長」という。）は、受傷事故防止に関する教養を毎月1回以上所属の警察官に対して行うものとする。

2 教養の方法

教養は、訓示、指示、文書等によるほか、受傷事故防止検討会若しくは事例研究会により行うこと。

また、実務訓練として各種の現場を想定し、現場指揮者の指揮方法、車両、人員及び事故防止器材の配置、車両の停止、誘導の要領についても訓練を行うものとする。

第4 装備資器材の整備点検

関係所属長は、「交通事故現場出動要員の配置並びに装備資器材活用要領」の定めるところにより、受傷事故防止器材の整備点検にあたるものとする。

第5 受傷事故防止責任者

1 受傷事故防止責任者の指定

警察官等が複数で交通検問等にあたる時は、そのうちの上級者又は先任者を受傷事故防止責任者に指定する。

2 受傷事故防止責任者は、交通検問等に際し現場における警察官等の受傷事故の防止について責任を負い、現場において次の措置をとるものとする。

- (1) 警察官等の任務分担を明確に指示するとともに、受傷事故の防止について、具体的に指導すること。
- (2) 事故防止器材の配置について、具体的に指示し、その結果を確認すること。
- (3) 集団による車両検問にあたっては、配置員を見とおしできる場所に位置し、常に交通の状況及び警察官の動静に注意し、受傷事故の防止にあたること。

第6 服装及び携行品

交通検問等にあたる警察官等の服装は、白色ヘルメット、半長靴の交通常装とし、夜間は、夜光チョッキ、袖カバー、夜光帯革などの夜光被服を着用するとともに、照明具、夜光停止旗等を携行するものとする。

ただし、交通巡視員にあつては、別に指示するところによる。

第7 事故防止器材及び配置

1 使用すべき器材

現場で使用する受傷事故防止器材は、セフティガード、セフティコーン、デルタサイン、矢印誘導板、赤色回転灯及び表示看板等とする。

2 器材の配置

- (1) 現場における事故防止器材の配置は、「交通検問等現場警戒用器材及び警察官配置例」を基準にして、現場の状況、気象条件及び時間等を考慮して、効果的に配置するものとする。
- (2) 事故防止器材の配置にあたっては、監視者をおいて通行車両に注意するとともに、交通の流れに背を向けることのないよう注意を与える等、常に安全な状態で行うものとする。

第8 交通検問等の場所の選定

交通検問等の場所の選定にあたっては、次の事項に留意するとともに、必要により、交通課（係）長が事前に実地踏査し、受傷事故防止上配慮した適切な場所を選定するものとする。

- 1 曲がり角、勾配の急な下り坂、橋の上等危険な場所をさけること。
- 2 被検問車に対する停止及び質問が安全にできる場所を選ぶこと。
- 3 夜間の検問は、できる限り既設の照明設備のある場所を選ぶこと。
- 4 交通監視は、運転者等から警察官等の姿が見えやすく、かつ、安全な場所を選ぶこと。

第9 車両の停止

交通検問等で車両を停止させるときは、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 停止係には、できるだけ動作が機敏で熟練した交通警察官等をあてること。
- 2 停止係の位置は、原則として歩道の区別のある道路にあっては歩道上、区別のない道路にあっては道路左側端とし、運転者等から見とおしがきく場所を選ぶこと。
- 3 停止合図は、停止させようとする車両と相当の間隔をおいた地点で、できるだけ大きく、かつ、明りょうな動作で行い、夜間にあっては、懐中電灯及び夜光停止旗又は夜光袋を着装した警棒等を使用すること。
- 4 車両の停止位置は、道路のできるだけ左側端とすること。
- 5 車両に停止を指示するにあたっては、不用意に車道又は道路中央部に出ないこと。
- 6 停止指示に従わない車両については、車種、ナンバー、塗色、運転者の人相、着衣の特徴等についてメモをして事後捜査を行うこととし、当該車両に手をかけ、若しくは飛び乗る等危険な行為はしないこと。
- 7 車両を停止させるときは、後続車の有無に注意し、追突事故の防止に配慮すること。
- 8 降雨、降雪及び凍結時は、とくに車両がスリップし易いので、車両を停止させるに当たっては、細心の注意を払うこと。





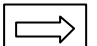





第10 質問及び取調べ

交通検問等における質問及び取調べにあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 車両が完全に停止したことを確認し、そのあと車両に接近してエンジンを停止させること。
- 2 停止車両だけに気をとられることなく、後続車両及び対向車両に十分注意すること。
- 3 質問を行うときは、車両の左側に位置し、道路中央側に出ないこと。
- 4 不用意に車両の窓に首を入れ又は、ステップに足をかけないこと。
- 5 運転者を降車させるときは、サイドブレーキをかけ、キーをはずさせること。
- 6 運転者を車道上若しくは車両の右側に立たせ又は、車両のドアを開いたままで取調べをしないこと。
- 7 車両を発車させるときは、誘導を行い、かつ、安全を確認したうえで発進させること。

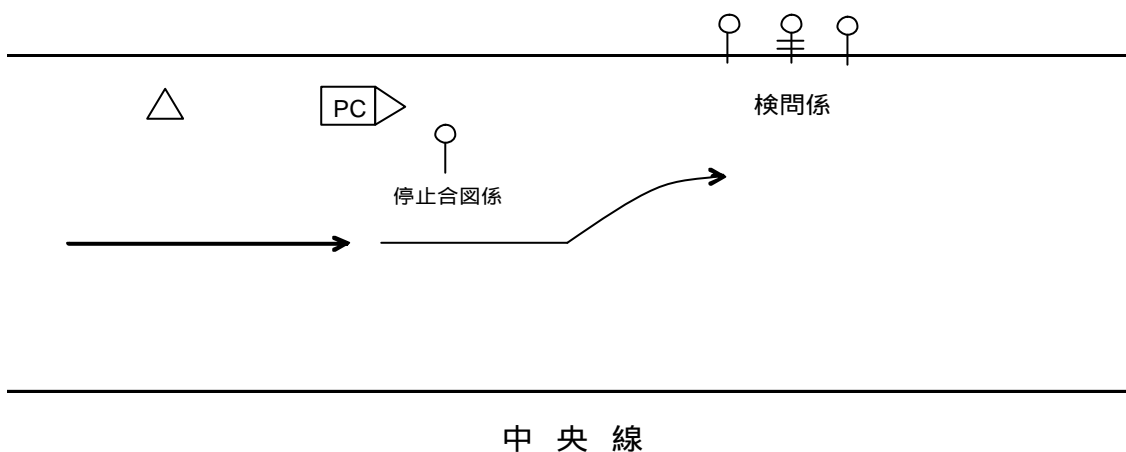
交通検問等現場警戒用器材及び警察官配置例

凡例

	デルタサイン		投光器
	セフティコーン		パトカー
	矢印誘導板		受傷事故防止責任者
	セフティガード		警察官
	赤色回転灯		検問車両
現場の状況により、赤色回転灯をデルタサインにかえることができる。			

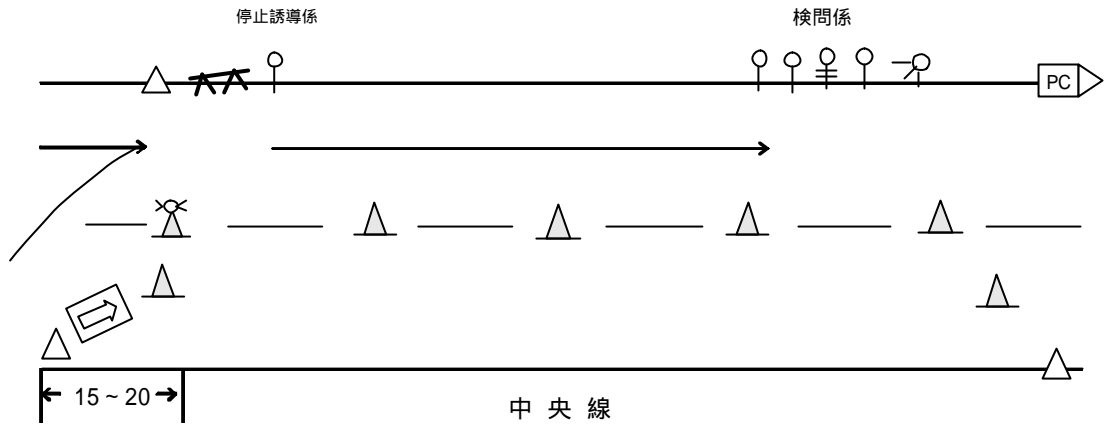
1 交通検問（小検問）5人未満

（交通閑散な場所 抽出検問を含む）

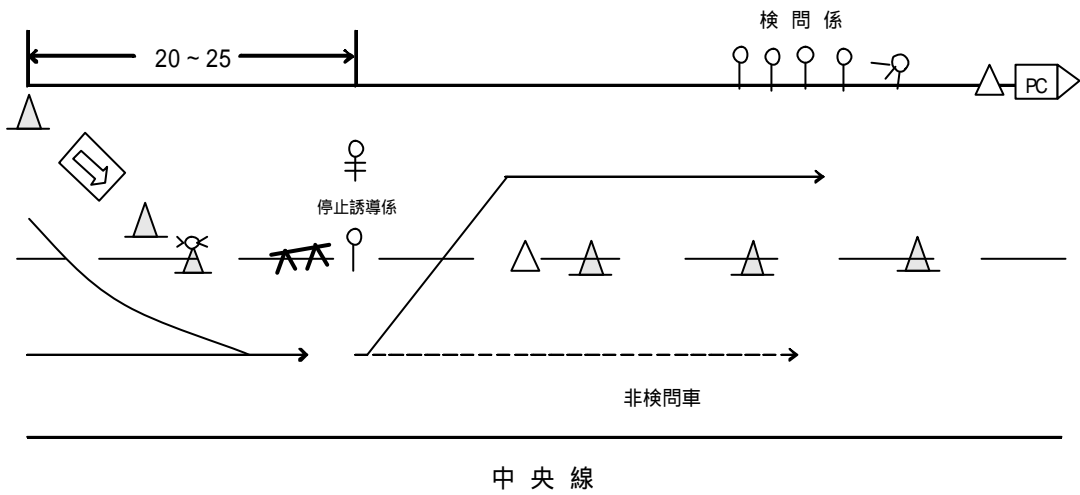


2 交通検問（中検問） 5～10人以下

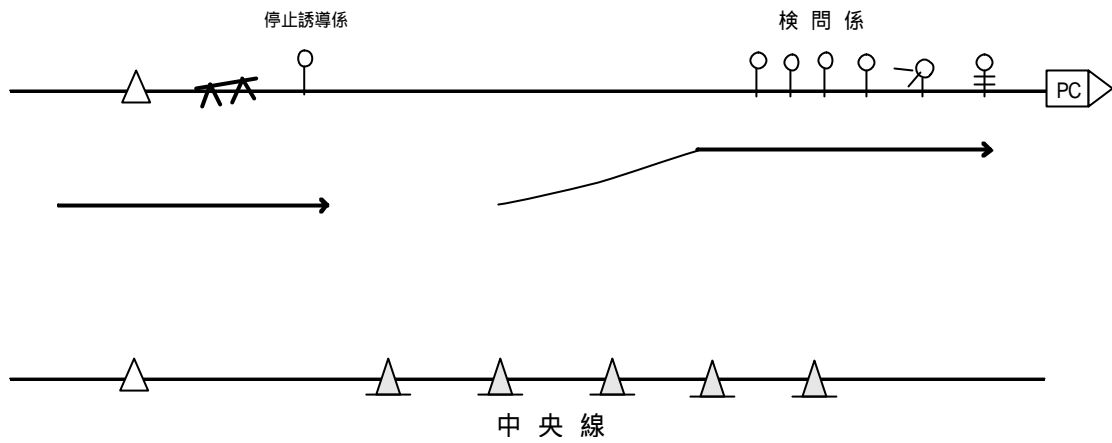
(1) 片側二車線道路（全車検問）



(2) 片側二車線道路（抽出検問）



(3) 片側一車線道路 (全車檢問)



(4) 片側一車線道路 (抽出檢問)

